

改正	昭和48年3月26日規則第23号	昭和49年3月30日規則第18号
	昭和53年9月28日規則第49号	昭和54年11月29日規則第54号
	昭和58年11月4日規則第49号	平成元年12月12日規則第65号
	平成4年5月1日規則第32号	平成8年11月12日規則第77号
	平成10年3月31日規則第26号	平成12年3月14日規則第7号
	平成13年3月30日規則第61号	平成18年3月31日規則第24号
	平成22年3月29日規則第8号	平成22年12月28日規則第49号
	平成23年3月31日規則第12号	平成26年3月31日規則第25号
	平成26年10月21日規則第58号	平成27年12月25日規則第79号
	平成28年3月31日規則第28号	

沖縄県青少年保護育成条例施行規則をここに公布する。

沖縄県青少年保護育成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県青少年保護育成条例(昭和47年沖縄県条例第11号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成4年規則32号〕

(催眠等の作用を有するものの指定)

第2条 条例第5条第9号の規定により催眠等の作用を有するものとして知事が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第50条第11号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した医薬品
- (2) 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6の2に規定する有機溶剤

全部改正〔平成4年規則32号〕、一部改正〔平成13年規則61号・18年24号・26年58号〕

(優良興行及び優良図書等の推奨の申請)

第3条 条例第6条の規定により優良興行及び優良図書等の推奨を受けようとする者は、優良(興行、図書)推奨申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(推奨の認定基準)

第4条 条例第6条の規定による優良興行及び優良図書等の推奨並びに条例第7条の規定による優良環境の推奨は、沖縄県青少年保護育成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて別に定める認定基準により行うものとする。

一部改正〔昭和53年規則49号〕

(指定の認定基準)

第5条 条例第10条第1項の規定による有害興行の指定、条例第12条第1項の規定による有害な図書等、条例第13条第1項の規定による有害器具類等及び条例第14条第1項の規定による有害広告物の指定は、審議会の意見を聴いて、別に定める認定基準により行うものとする。

一部改正〔昭和53年規則49号・平成4年32号〕

(有害な図書等とする書籍又は雑誌の写真又は絵等)

第5条の2 条例第12条第2項第1号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。)とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のアからエまでのいずれかに該当するもの
 - ア 女性の大腿(たい)部を開いた姿態
 - イ 陰部又は臀(でん)部を誇示した姿態
 - ウ 自慰の姿態
 - エ 女性の排泄(せつ)の姿態

オ 男女又は同性間の愛撫（ぶ）の姿態

カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のアからオまでのいずれかに該当するもの

ア 男女の性交又は性交を明らかに連想させる行為

イ 男女の性交に類似する行為

ウ 強姦（かん）その他の陵（りょう）辱行為

エ 同性間の性行為

オ 変態性欲に基づく性行為

2 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものの場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

追加〔平成4年規則32号〕、一部改正〔平成18年規則24号〕

（指定及び指定の取消しの告示）

第6条 条例第10条第1項、第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項の指定又は条例第10条第4項の指定の取消しの告示は、指定又は指定の取消しの年月日、種類、名称及び指定箇所並びに指定又は指定の取消しの理由その他必要な事項を記載して行うものとする。

一部改正〔昭和53年規則49号〕

（深夜における青少年の立入りを禁止する営業の指定）

第6条の2 条例第11条第1項に規定する知事が定める営業は、次に掲げるものとする。

(1) 設備を設けて客にボーリング、アイススケート、ローラースケート、卓球又は玉突きを行わせるもの

(2) 硬貨、メダル又はチップを投入することにより作動する遊戯機を設置して客に遊戯を行わせるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定するものを除く。）

(3) 個室を設け、当該個室において客にカラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）による伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの

(4) 設備を設けて客に主に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせるもの（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館が行うものを除く。）

追加〔平成元年規則65号〕、一部改正〔平成18年規則24号・26年25号・28年28号〕

（自動販売機等の届出事項）

第7条 条例第13条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 届出に係る自動販売機等により図書等又は器具類等を販売又は貸付けをする者の住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号）

(2) 届出に係る自動販売機等管理者の住所、氏名及び電話番号

(3) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、主たる事務所所在地、名称、代表者氏名及び電話番号）

(4) 収納する図書等又は器具類等の別

(5) 設置年月日

(6) 販売又は貸付け開始年月日

追加〔昭和58年規則49号〕、一部改正〔平成8年規則77号・18年24号・26年25号〕

（掲示、届出及び表示）

第8条 条例第10条第3項の規定による有害興行を行う場合の掲示は、第2号様式により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による夜間に興行等を行う場合の掲示は、第3号様式により行うものとする。

3 条例第12条の2第2項の規定による有害図書等を陳列する場合の掲示は、第4号様式により行うものとする。

4 条例第13条の3第1項の規定による届出は、第5号様式によるものとする。

5 条例第13条の3第2項の規定による表示は、第6号様式によるものとする。

6 条例第13条の3第3項の規定による届出は、変更の場合にあっては第7号様式によるものとし、

廃止の場合にあっては第8号様式によるものとする。

一部改正〔昭和53年規則49号・58年49号・平成4年32号・22年8号・49号・26年25号〕

(有害図書等の陳列方法)

第8条の2 条例第12条の2第1項の規定による有害図書等の陳列は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所に陳列すること。
- (2) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚と60センチメートル以上離れた棚又は有害図書等以外の図書等を陳列する棚の背面の棚に陳列すること。
- (3) 有害図書等から10センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質のものに限る。)で有害図書等以外の図書等と区分して陳列すること。
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして陳列すること。
- (5) 図書等を販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させる業務に従事する者が常駐する場所から5メートル以内の場所に陳列すること。
- (6) 有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にして陳列すること。

追加〔平成18年規則24号〕

(有害図書等に対する措置命令)

第9条 条例第12条の2第3項の規定による有害図書等に対する措置命令は、有害図書等措置命令書(第9号様式)により行うものとする。

追加〔平成4年規則32号〕、一部改正〔平成22年規則8号・49号〕

(有害広告物に対する措置命令)

第10条 条例第14条第5項の規定による有害広告物に対する措置命令は、広告物措置命令書(第10号様式)により行うものとする。

一部改正〔昭和53年規則49号・58年49号・平成4年32号・22年8号・49号〕

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明事項)

第10条の2 条例第18条の8第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることその他携帯電話端末等のインターネットに接続する機能を用いることにより、青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずること。
- (2) インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
- (3) 携帯電話インターネット接続契約による携帯電話インターネット接続役務の提供に合わせて携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの内容
- (4) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第17条第1項ただし書の規定による申出をするに当たっては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、条例第18条の8第3項に規定する理由書を提出しなければならないこと。

追加〔平成26年規則25号〕

(理由書等の保存)

第10条の3 条例第18条の8第5項の規定による保存の期間は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約が終了し、若しくは解除された日又は当該携帯電話インターネット接続契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間とする。

2 条例第18条の8第5項の規定による保存は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

追加〔平成26年規則25号〕

(公表)

第10条の4 条例第18条の8第7項の規定による公表は、沖縄県公報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第18条の8第6項の規定による勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 公表の理由
- (4) その他知事が必要と認める事項

追加〔平成26年規則25号〕

(意見を述べる機会の付与)

第10条の5 条例第18条の8第8項の規定による意見を述べる機会(以下「意見陳述の機会」という。)の付与は、知事が口頭による意見陳述を認めた場合を除き、公表に係る者が、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

- 2 公表に係る者は、意見陳述を行うときは、証拠書類等を提出することができる。
- 3 知事は、意見陳述の機会を付与するときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述を認めたときは、その日時。以下同じ。)の2週間前の日までに、公表に係る者に対し、意見陳述通知書(第11号様式)により通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、やむを得ない理由がある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の変更を意見陳述期日変更申出書(第12号様式)により申し出ることができる。
- 5 知事は、前項の規定による申出により、又は職権により、意見書の提出期限を変更したときは、当事者に対し、意見陳述期日変更通知書(第13号様式)により通知しなければならない。

追加〔平成26年規則25号〕

(代理人)

第10条の6 当事者は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当事者は書面でその旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成26年規則25号〕

(口頭による意見陳述の記録)

第10条の7 知事は、口頭による意見陳述を認めたときは、その指名する職員に意見陳述を記録させなければならない。

- 2 前項の規定により意見陳述を記録する者(以下「意見記録者」という。)は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、意見陳述調書(第14号様式)を作成し、これに記名押印しなければならない。
- 3 意見記録者は、口頭による意見陳述の終結後速やかに、意見陳述調書を知事に提出しなければならない。

追加〔平成26年規則25号〕

(意見書の不提出等)

第10条の8 知事は、当事者が正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述の日時に当事者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会を付与することを要しない。

追加〔平成26年規則25号〕

(立入調査を行う者の指定)

第11条 条例第20条の規定による立入調査を行う者は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

- (1) 子ども生活福祉部に所属する職員
- (2) 教育庁に所属する職員及び学校教職員
- (3) 警察職員
- (4) 青少年保護育成審議会の委員

(5) 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認める者

一部改正〔昭和49年規則18号・53年49号・58年49号・平成4年32号・10年26号・12年7号・13年61号・18年24号・23年12号・26年25号〕

(立入調査を行う者の証票)

第12条 条例第20条第3項の証票の様式は、第15号様式のとおりとする。

一部改正〔昭和53年規則49号・58年49号・平成4年32号・26年25号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年3月26日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年3月30日規則第18号抄)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年9月28日規則第49号)

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和54年11月29日規則第54号)

この規則は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年11月4日規則第49号)

この規則は、昭和59年2月1日から施行する。

附 則 (平成元年12月12日規則第65号)

1 この規則は、平成元年12月19日から施行する。

2 この規則の施行前の沖縄県青少年保護育成条例(昭和47年沖縄県条例第11号)第11条第1項の規定に基づく昭和48年沖縄県告示第64号及び昭和60年沖縄県告示第138号による指定は、改正後の沖縄県青少年保護育成条例施行規則第6条の2の規定による指定とみなす。

附 則 (平成4年5月1日規則第32号)

この規則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成8年11月12日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日規則第26号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月14日規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第61号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第24号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日規則第8号)

(施行期日)

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月28日規則第49号)

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第25号)

この規則は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第11条第1号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月21日規則第58号)

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日規則第79号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条の2第1項第2号の改正規定は、平成28年6月23日から施行する。

（様式省略）